

## ◆ 長野県消防防災航空隊の活動範囲（平成 30 年 9 月 1 日以降）

平成 30 年 9 月 1 日  
消 防 課

活動区分	具体的な活動
◇火災防ぎょ活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野火災や下草火災等における空中消火</li> <li>・ 大規模火災における状況把握、情報収集及び被害状況の把握</li> </ul>
◇救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山村、へき地等からの救急患者の搬送</li> <li>・ 傷病者発生地への医師及び医療器材等の搬送</li> <li>・ 高度医療機関への傷病者の転院搬送</li> </ul>
◇救助活動（第 1 段階） ※車両でのアクセスが可能で、地上隊と合同で活動が可能な所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>車でアクセスが可能な高原などにおけるけが人や急病人の救助</u></li> <li>・ <u>森林作業中の事故によるけが人や急病人の救助</u></li> <li>・ <u>河川や湖沼における水難事故の捜索や救助</u></li> <li>・ <u>孤立した被災地において、上空でホバリングをした機体から、ホイスト装置を使用して住民等を救出する活動</u></li> </ul>
◇災害応急対策活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地等からの孤立者、急病人等の搬送</li> <li>・ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送</li> <li>・ 被災地等への応援要員及び医師等の搬送</li> <li>・ 地震、風水害等の自然災害の被害状況の把握等</li> <li>・ 高速道路等での大規模事故等の状況把握等</li> </ul>

\* 下線部分が、9 月 1 日より再開した活動。

### 【活動できないもの】

◇救助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空隊の単独活動となる森林限界を超える山域での救助活動</li> <li>・ 車両によるアクセスができないエリアでの救助活動</li> </ul>
-------	--